

感謝の気持ちを込めて三〇周年記念式典

今年の一月の挨拶でもふれましたが、弊社は今年の一月二十八日で株式会社天峰建設創立三〇周年を迎えることができました。それを記念いたしました。これまでのお客様や協力業者そして関係諸団体の方々を招待し、弊社の社員も出席のもと四月二十九日に記念の式典と祝宴を行わせていただきました。

式典では弊社社長のお礼の挨拶から始まり、つぎにお客様でもある渡部磐田市長の挨拶、そして弊社で寺院としては初めてのお客様の元養源寺住職の水野正裕様（現・蔵泉寺住職）・静岡浅間神社宮司の櫻井豊彦様からも挨拶いただきました。そして式典の最後には、すっかり年末の風物詩になった「今年の漢字」で有名な京都清水寺貫主・森清範猯下に記念講演をしていただきました。森清範猯下の講演は時々ユーモアを交えたわかりやすいお話で、今後の人生の指針にな



るような有意義な内容で出席していただいた皆様から大変好評でした。

式典後は部屋を移動して祝宴に移り、見性寺の松山正宗住職の乾杯の挨拶後はなごやかな雰囲気につつまれました。お客様同士の交流や、業者や職人を交えて昔話で盛り上がり、そしてものまね芸人の余興と楽しい時間を過ごしていただきました。また森清範猯下も終始にこやか

な笑顔で、出席された方々と気軽に写真撮影に応じていただきました。最後の龍泉寺住職・桐畑守道住職の締め挨拶には気が引き締まる思いでした。

三〇年前はこのような会を開くことができるのは、夢にも思ってもいなかったことで感謝の気持ちでいっぱいです。これを機に社員一同気持ちを新たにし、初心を忘れることなく、皆様に愛される会社になるように努力してまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。



大通院様で上棟式

三月に地鎮式を行った浜松市新橋町の大通院様で五月一九日（土曜日）に上棟式が行われました。四月の中旬から基礎工事にはいり、五月一四日から建て方作業に入っていました。五月一四日から建て方五月とは思えない暑い日が続いていましたが順調に建て方が進みました。

そして 当日は天気にも恵まれ青い空の下、上棟法要の住職方の読経が響き渡り、法要後は工匠の儀を行い近隣の皆さんのお待ちかねの持ち撒きを行いました。



手水舎の修理



標高866m、本殿からの景観は素晴らしく、遠州灘を遥かに望むことも

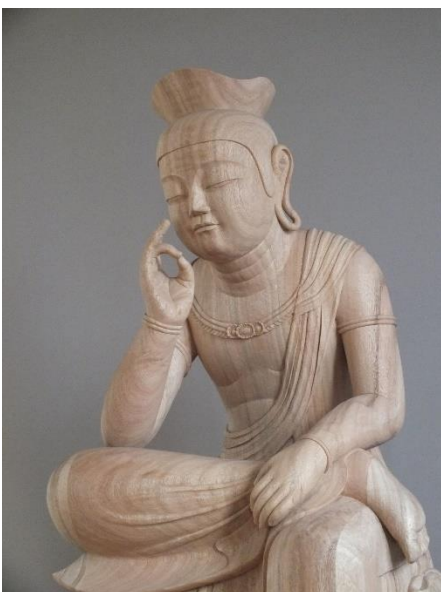
秋葉山本宮・秋葉神社様では本殿前の手水舎の柱の入替え工事がおこなわれました。長年の風雨により足元が腐ってしまった、今回は檜の丸柱四本すべて交換することになりました。

工事は手水舎を揚げ、大工八人がかりで柱・斗供・虹梁を外します。その後工場で丸柱を既存の虹梁に合うように加工後に、再び現場で丸柱、斗供、虹梁を組立て工事が完了しました。これで参詣者の方々に安心して使っていただけるようになりました。

穏やかなお顔の弥勒菩薩像

弊社社長の三男の澤元彫刻では、浜松市の龍雲寺様へ依頼されていた弥勒菩薩像を納めました。モデルは京都・広隆寺の弥勒菩薩半跏像で、高さは約一四〇cm、楠の寄木造りになっています。工期は四ヶ月ほどかかりましたが、大変な所は最初の材木の切り出しと、荒彫り後に行う内ぐりといって、中を空洞にすることだそうです。

この仏像を彫ったのは仏師の澤元陽子さんと、伝統工芸士でもあります。京都の仏師・須藤光昭氏に師事し、第三三回京仏壇・京仏具技術コンクールにて京都府知事賞を受賞しております。



「所轄庁への申請事項」

日本テンプレヴァン(株)井上拓郎

「代表役員の変更」

七月のこの時期は、お盆の準備などで忙しい時期だと思えます。また七月末は、所轄庁へ宗教法人備え付け書類の写しを提出する期限でもあります。「所轄庁提出書類と備付書類」につきましては、「心ゆたかに」一〇六号で説明しておりますので、ご関心のある方は、そちらでご確認ください。今回は提出書類以外にも、所轄庁へ申請をおこなわなければならない事項があり、そちらについてご説明致します。

宗教法人は認証制度をとっており、設立、規則の変更、合併、解散について、そのつど所轄庁の認証を得なければなりません。宗教法人法第二六条では、宗教法人が規則を変更しようとするとき、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。とあります。所轄庁に提出してある寺院規則の写しに書かれている内容を変更する場合には、申請が必要ということになります。その申請が必要な場合の一つに代表役員の変更があります。

代表役員であるご住職が、ご勇退によ

り退任する場合や、死亡により退任した場合には、包括法人である宗派に代表役員変更の申請をおこないます。この変更手続をおこなうにあたり、総代会での同意や、責任役員会での議決など、法人内部（ご寺院内）での手続も必要です。その後、法務局で法人登記内容の変更手続をおこないます。法務局での変更登記完了後、所轄庁へ「代表役員変更届」及び「履歴事項全部証明書」を遅滞なく提出します。（法務局での手続だけで完了とはなりません）包括法人である宗派の庶務課などに、これらの手続に際しての、手引きの様なものがあると思えますので、そちらをご覧いただければご理解いただけると思います。

「その他の申請事項」

代表役員の変更手続以外の所轄庁へ申請（届け出）が必要な事項（抜粋）

＊届出内容

- ・ 目的の変更
- ・ 名称の変更
- ・ 事務所の変更
- ・ 包括団体の変更
- ・ 不動産、財産目録に掲げる

宝物処分、担保に供する手続き

・ 広告の方法の変更

・ 事業の開始、変更

＊添付書類

・ 履歴事項全部証明書

＊備考

登記前に規則の変更、所轄庁の認証が必要

このような届出内容の手続をおこなう場合、所轄庁の所定の様式「登記事項変更届」に必要な事項を記載して提出します。ここでいう「事業の開始、変更」とは、公益事業、及びその他の事業（収益事業）のことをいいます。宗教法人が営める収益事業（三四業種）を新たに始める場合などが該当します。檀信徒向けの無料駐車場を月極の駐車場に変更して、不動産貸付業を始める場合や、葬祭場を新設し、檀信徒以外の不特定多数に場所を提供する席貸業を始める場合、檀信徒向けの境内墓地以外に、宗派問わずの霊園（公益事業）を始める場合などが該当します。これらの事項を始める場合には、登記後遅滞なく所轄庁へ届け出なければなりません。（宗教法人法第九条）

知って得する ラジオ体操の話

日本人なら誰もが小学生の頃、夏休みに経験した「ラジオ体操」夏休みなのに早起きさせられ、眠い目をこすりながら行った人も多いのではないだろうか。このラジオ体操のルーツはアメリカのメトロポリタン生命保険会社の健康増進、衛生思想の啓蒙を図る目的で考案され、一九二五年三月三十一日から広告放送として放送されていたラジオ体操番組です。

日本で最初にラジオ体操を始めたのは、かつての逓信省（郵便や通信を所管する省庁。現在の総務省、日本郵政、NTTの前身）です。一九二三年に当時の逓信省・簡易保険局・監督課長の猪熊貞治氏が訪米し、メトロポリタン生命保険会社のラジオ体操の企画を知ったことがきっかけでした。そして一九二八年（昭和三年）簡易保険局を中心に日本放送協会・文部省等の協力のもとに旧ラジオ体操第一を制定するにいたり、今年でちょうど九〇年になります。

放送は昭和天皇の御大典記念事業の一環として行われ、江木理一NHKアナウンサーが担当しました。江木アナウンサーは一九三九年の引退まで一〇

年半余り無欠勤で勤めたということですが。また一九三六年二月二六日の早朝の二・二六事件の発生時、江木の行く手を遮った決起部隊の兵士に「アナウンサーの江木だ、これからラジオ体操の号令をかけに行く」との一言で道が開けたとの話が残っています。

現在のラジオ体操第一は三代目になり、一九五一年（昭和二六年）五月六日に制定され、老若男女を問わず誰でもできることにポイントを置いた体操です。立位でも座位でもできるので、自分の体力や体調に合わせ強度を調整することができます。また全身を使った動き、上肢、下肢の動きもあり全身を動かすことができます。そして動きの中には前屈、後屈やひねり、屈伸など様々な関節運動があるため、朝や運動前など動き始めに行うことでウォーミングアップとしての効果も期待できます。

ラジオ体操の歌が流れると自然に身体が動き出すくらい、国民的な体操といえます。五分程度の体操ですが、一つ一つの動きを丁寧に行うことで心拍数が上昇し、汗ばんでくるくらいの運動になります。

夏休みにラジオ体操が普及したのは一九三〇年に神田・万世橋署の巡査が、子供たちが夏休みを楽しく過ごせるようにと、千代田区神田佐久間町の佐久間公園で「早起きラジオ体操会」を実施したことが起源と言われています。最近では夏休みの初めの一週間と終わりの一週間に行うことが多いようです。

夏休み以外でも「特別巡回ラジオ体操・皆の体操会」として全国で行われています。そして、一〇〇〇万人ラジオ体操・みんなの体操祭が毎年開催されており、今年もラジオ体操制定九〇周年記念大会として八月五日に岡山県の水島緑地福田公園で八月五日に行われます。

